

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
ガス料金	支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(2,339,385)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約
水道料金	支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,795,797)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約
電話料金	支出負担行為担当官社会保険庁総務部経理課長 宮本真司 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成21年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,046,458,335)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約
定期刊行物「中央労働時報」の購入	支出負担行為担当官中央労働委員会事務局総務課長 中村 俊一 東京都港区芝公園1-5-32	平成21年4月1日	財団法人労委協会 東京都港区芝公園1-5-32	会計法第29条の3第4項 出版元から大量の部数を購入する必要があることから、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	-	3,252,480	-	1	大量の部数が必要となり、確実な納期を確保するためには発行元である出版社以外に対応することができないため。	二(二)	
定期刊行物「別冊中央労働時報」の購入	支出負担行為担当官中央労働委員会事務局総務課長 中村 俊一 東京都港区芝公園1-5-32	平成21年4月1日	財団法人労委協会 東京都港区芝公園1-5-32	会計法第29条の3第4項 出版元から大量の部数を購入する必要があることから、予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	-	2,291,520	-	1	大量の部数が必要となり、確実な納期を確保するためには発行元である出版社以外に対応することができないため。	二(二)	
後納郵便料	支出負担行為担当官中央労働委員会事務局総務課長 中村 俊一 東京都港区芝公園1-5-32	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社以外になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	3,598,636	-	-	郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業株式会社以外にないため。	二(ハ)	
電気使用料	契約担当官 北海道社会保険事務局長 鎌澤輝久 札幌市中央区北1条西7丁目	平成21年4月1日	北海道電力株式会社 札幌市中央区大通東1丁目	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(6,753,462)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	支出負担行為担当官北海道社会保険事務局長 鎌澤輝久 札幌市中央区北1条西7丁目	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	被保険者・受給者等への信書を送付することがあり、信書の郵便事業を行っている唯一の事業所である。会計法第29条の3第4項に該当するため。	-	86,356,932	-	-	郵便事業株式会社唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
札幌駅前年金相談センター賃貸借	契約担当官 北海道社会保険事務局長 鎌澤輝久 札幌市中央区北1条西7丁目	平成21年4月1日	ヒューリック株式会社 東京都中央区日本橋2丁目5番13号	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	12,645,900	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	ロ	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
麻生年金相談センター賃貸借	契約担当官 北海道社会保険事務局長 鎌澤輝久 札幌市中央区北1条西7丁目	平成21年4月1日	個人	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	9,353,817	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	ロ	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
借り上げ倉庫賃貸借	契約担当官 北海道社会保険事務局長 鎌澤輝久 札幌市中央区北1条西7丁目	平成21年4月1日	株式会社福山倉庫 札幌市中央区北4条西1丁目3番地	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適の貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	—	4,699,539	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電力の供給	契約担当官 青森社会保険事務局長 白坂 和正 青森県青森市本町1-3-9	平成21年4月1日	東北電力株式会社 宮城県青葉区本町1-7-1	会計法第29条の12による長期継続契約のため。	—	(7,839,010)	—	—	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
ガス供給	契約担当官 青森社会保険事務局長 白坂 和正 青森県青森市本町1-3-9	平成21年4月1日	八戸ガス株式会社 八戸市沼館3-6-48	会計法第29条の12による長期継続契約のため。	—	(2,808,482)	—	—	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 青森社会保険事務局長 白坂 和正 青森県青森市本町1-3-9	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	被保険者や受給者へ信書の送付が必要であり、この場合、唯一信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、発送業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約したものである。	—	74,411,940	—	—	郵便事業株式会社だけが唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
青森社会保険事務局事務センターの借料	支出負担行為担当官 青森社会保険事務局長 白坂 和正 青森県青森市本町1-3-9	平成21年4月1日	日本生命相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	近隣物件との構造・環境条件、賃貸額及び他の物件に変更する場合に要する経費等を総合的に判断した。そのため、当該契約は特定の相手との契約であり、契約の性質上他に競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約したものである。	—	10,182,843	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
青森社会保険事務所庁舎借料	支出負担行為担当官 青森社会保険事務局長 白坂 和正 青森県青森市本町1-3-9	平成21年4月1日	株式会社第一ビルディング 東京都中央区晴海1-8-10	近隣物件との構造・環境条件、賃貸額及び他の物件に変更する場合に要する経費等を総合的に判断した。そのため、当該契約は特定の相手との契約であり、契約の性質上他に競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約したものである。	—	34,645,032	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
青森社会保険事務所庁舎及び青森社会保険事務所センター庁舎清掃請負業務	契約担当官 青森社会保険事務局長 白坂 和正 青森県青森市本町1-3-9	平成21年4月1日	大星ビル管理株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町1-3-1	当該ビル全体の清掃業務を含む維持管理全体について、契約の相手方がビル所有者である日本生命保険相互会社の指定業者であるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約したものである。	—	1,153,684	—	—	当該ビル全体の清掃業務を含む維持管理全体について、契約の相手方がビル所有者である日本生命保険相互会社の指定業者であるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約したものである。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 岩手社会保険事務局長 厚生労働事務官 馬場 芳明 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1マリオス19階	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項 業務上事務局等が発送する郵便物の大半が信書であることから、その取扱が出来る日本郵便事業株式会社と契約した	—	14,802,778	—	—	郵便事業株式会社だけが唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
岩手社会保険事務所事務センター庁舎の賃貸借契約	支出負担行為担当官 岩手社会保険事務局長 厚生労働事務官 馬場 芳明 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1マリオス19階	平成21年4月1日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町2-6-1	会計法第29条の3第4項 近隣の物件等を比較検討したが、当該物件が最適と判断したことから、特定の相手としか契約できず、契約の性質が競争を許さないため	—	—	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	金額非公表 日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
盛岡社会保険事務所及び花巻社会保険事務所倉庫借料	支出負担行為担当官 岩手社会保険事務局長 厚生労働事務官 馬場 芳明 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1マリオス19階	平成21年4月1日	盛岡畜産農業協同組合 岩手県盛岡市松尾町17-15	会計法第29条の3第4項 近隣の物件等を比較検討したが、当該物件が最適と判断したことから、特定の相手としか契約できず、契約の性質が競争を許さないため	-	2,827,908	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電話料金	契約担当官宮城社会保険事務局長 嶋崎 敏 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア11階	平成21年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(2,428,425)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気料金	契約担当官宮城社会保険事務局長 嶋崎 敏 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア11階	平成21年4月1日	東北電力株式会社 宮城県青葉区本町1-7-1	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(3,400,151)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官宮城社会保険事務局長 嶋崎 敏 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア11階	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	被保険者や受給者等へ信書を送付するにあたり、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているもの。このため、当該契約は特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するもの。	-	39,465,662	-	-	郵便事業株式会社唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
宮城社会保険事務局庁舎の賃貸借	支出負担行為担当官宮城社会保険事務局長 嶋崎 敏 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア11階	平成21年4月1日	三菱地所株式会社 東北支店 宮城県仙台市青葉区国分町3-6-1	市場調査の結果、類似物件の賃料より低廉な価格であること、また現在地から移転する予定はなく、ビル所有者と継続して契約することが運営上必要であり、契約の性質が競争を許さない認められ、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するもの。	-	30,527,955	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
宮城社会保険事務局事務センター及び年金相談センター庁舎の賃貸借	支出負担行為担当官宮城社会保険事務局長 嶋崎 敏 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア11階	平成21年4月1日	三菱地所株式会社 東北支店 宮城県仙台市青葉区国分町3-6-1	市場調査の結果、類似物件の賃料より低廉な価格であること、また現在地から移転する予定はなく、ビル所有者と継続して契約することが運営上必要であり、契約の性質が競争を許さない認められ、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するもの。	-	33,157,872	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電力需給契約	秋田社会保険事務局契約担当官 秋田市川元山下町 5番21号	平成21年4月1日	東北電力株式会社 宮城県青葉区本町1-7-1	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(2,418,830)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	秋田社会保険事務局契約担当官 秋田市川元山下町 5番21号	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	事務局においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	13,499,015	-	-	郵便事業株式会社唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
秋田社会保険共同倉庫の賃借料	秋田社会保険事務局支出負担行為担当官 秋田市川元山下町5番21号	平成21年4月1日	秋田海陸運送株式会社 秋田県秋田市土崎港西2-5-9	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	—	3,366,414	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	支出負担行為担当官山形社会保険事務局長 厚生労働事務官 長田一男 山形市幸町18-20JA山形市本店ビル	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	平成15年4月に施行された信書便法により、平成16年1月以降、総務省より特定信書便事業の許可を受けた民間事業者がサービスを展開しているが、全国配送網をもつ大手民間事業者が得た許可は、「料金の額が1,000円を超える信書便を送達する役務(第三号役務)」であり、はがきをはじめとする料金の額が1,000円未満の信書は郵便事業株式会社が唯一信書の発送業務を許可されている。山形社会保険事務局及び管下事務所にて発送する信書は料金が1000円未満のものが大半であり、1,000円未満の信書輸送契約においては契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	—	17,607,720	—	—	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
山形社会保険事務局事務センター賃借料	支出負担行為担当官山形社会保険事務局長 厚生労働事務官 長田一男 山形市幸町18-20JA山形市本店ビル	平成21年4月1日	山形市農業協同組合 山形県山形市幸町18-20	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	—	18,666,774	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
酒田年金相談センター賃借料	支出負担行為担当官山形社会保険事務局長 厚生労働事務官 長田一男 山形市幸町18-20JA山形市本店ビル	平成21年4月1日	酒田駐車ビル株式会社 山形県酒田市中町二丁目5番19号	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	—	5,570,586	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料 信書の発送業務を委託するもの	契約担当官 福島社会保険事務局長 厚生労働事務官 岡崎也寸志 福島県福島市栄町6-6	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項 被保険者や受給者へ信書を送付することがあり、この場合、唯一信書の発送業務を行っている日本郵政公社契約し、送付業務を委託しているものである。	—	31,903,484	—	—	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
福島年金相談センター庁舎の賃貸借	支出負担行為担当官 福島社会保険事務局長 厚生労働事務官 岡崎也寸志 福島県福島市栄町6-6	平成21年4月1日	信夫木材通商株式会社 福島県福島市御山字松川原1-22	会計法第29条の3第4項 近隣ビルと賃貸条件を比較検討したが、位置・環境・室料等総合的に最適な貸しビルと判断したため。	—	5,033,593	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
福島社会保険事務局庁舎の賃貸借	支出負担行為担当官 福島社会保険事務局長 厚生労働事務官 岡崎也寸志 福島県福島市栄町6-6	平成21年4月1日	不動産信託受託者住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-2	会計法第29条の3第4項 近隣ビルと賃貸条件を比較検討したが、位置・環境・室料等総合的に最適な貸しビルと判断したため。	—	24,512,904	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
福島社会保険事務局公用車及び来客用駐車場の賃貸借	契約担当官 福島社会保険事務局長 厚生労働事務官 岡崎也寸志 福島県福島市栄町6-6	平成21年4月1日	不動産信託受託者住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-9-2	会計法第29条の3第4項 来訪者の利便性等を考慮し、最適な駐車場と判断したため。	—	1,011,150	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
茨城社会保険事務局賃借庁舎における光熱費	契約担当官茨城社会保険事務局長 竹内 孝志 水戸市大町1-2-17	平成21年4月1日	財団法人茨城県開発公社 水戸市笠原町978-25	賃貸ビルに入居していることから、ビル管理者より指定されているため。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	—	1,181,164	—	—	賃貸ビルに入居していることから、ビル管理者より指定されているため。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	契約担当官茨城社会保険事務局長 竹内 孝志 水戸市大町1-2-17	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	地方社会保険事務局及び社会保険事務所(社会保険事務局事務室を含む。)においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、随意契約するものである。会計法第29条の3第4項	-	38,547,677	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
茨城社会保険事務局及び共同事務センター庁舎賃貸借 1,160.18㎡	契約担当官茨城社会保険事務局長 竹内 孝志 水戸市大町1-2-17	平成21年4月1日	財団法人茨城県開発公社 水戸市笠原町978-25	近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。会計法第29条の3第4項	-	10,598,241	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
水戸年金相談センター賃貸借 228.97㎡	契約担当官茨城社会保険事務局長 竹内 孝志 水戸市大町1-2-17	平成21年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。会計法第29条の3第4項	-	2,307,027	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
土浦年金相談センター賃貸借 289.95㎡	契約担当官茨城社会保険事務局長 竹内 孝志 水戸市大町1-2-17	平成21年4月1日	住友生命保険相互会社 大阪市中央区城見1-4-35	近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。会計法第29条の3第4項	-	2,538,993	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気料	栃木社会保険事務局 契約担当官 北村 嘉雄 栃木県宇都宮市馬場通り2-1-1	平成21年4月1日	東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-3	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,185,016)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	栃木社会保険事務局 契約担当官 北村 嘉雄 栃木県宇都宮市馬場通り2-1-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	栃木社会保険事務局においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	-	22,229,728	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)